謝礼の取り扱いに関する規約

上甲子園１丁目福祉会（以下、本会という。）の事業に協力または貢献した個人および団体に対する謝礼の取り扱い基準を以下に定める。

第１条（謝礼の対象者）

本会は、以下に定める基準に則って会員または非会員に対する謝礼として商品券または現金のいずれかを贈る。

１．本会の会長、副会長、会計、会計監査、ブロック代表者、班長役員、班長、ならびに本会の会則第５条１項に定める各部会代表者および部会代表者を補佐する副部長等役員

２．本条１項に該当しないが、本会の行事に協力し貢献が認められる会員。

３．本条１項および２項に該当しないが、本会の行事に協力した非会員の個人または団体

第２条（謝礼対象者の決定）

１．本規約第１条１項および２項に該当する会員の謝礼対象者は、本会の活動に対する貢献度を考慮して三役会で審議の上、役員会で決定する。

２．本規約第１条２項に該当する謝礼対象者は、当該行事の担当責任者の上申に基づき会長が決定する。

３．本規約第１条３項に該当する謝礼対象者は、当該行事の担当責任者の上申に基づき会長が決定する。

第３条（謝礼の内容）

本会は、本規約第１条に定める対象者に贈る商品券または現金の基準を以下に定める。

１．本規約第１条１項に定める対象者に対する謝礼金額は以下のとおりとする。

一、会長に対する謝礼金額は、就任期間１年につき 10,000 円とする。ただし、就任期間が１年未満の場合は半額とする。

二、副会長、会計、部会代表者に対する謝礼金額は、就任期間１年につき 3,000 円とする。ただし、就任期間が１年未満の場合は半額とする。

三、部会代表者を補佐する副部長等役員に対する謝礼金額は、就任期間１年につき 2,000 円とする。ただし、就任期間が１年未満の場合は半額とする。

四、副会長または部会代表者が、異なる２つの役務を兼任する場合は、就任期間１年につき 6,000 円とする。ただし、就任期間が１年未満の場合は半額とする。

五、会計監査、相談役、専従担当者に対する謝礼金額は、就任期間１年につき 2,000 円とする。ただし、就任期間が１年未満の場合は半額とする。

六、ブロック代表者および班長役員に対する謝礼金額は 2,000 円とする。ただし、就任期間が１年未満の場合は半額とする。

七、ブロック代表者または班長役員以外の班長に対する謝礼金は 1,000 円とする。

２．本規約第１条２項に該当する会員に対する謝礼は、原則として１件当たり 10,000 円を上限とする商品券または現金を贈るものとし、金額については都度状況に応じて会長が決定する。

３．本規約第１条３項に該当する非会員に対する謝礼は、原則として１件当たり 30,000 円を上限とする商品券または現金を贈るものとし、金額については都度状況に応じて会長が決定する。

第４条（謝礼の時機）

本規約第３条に定める謝礼を贈る時機は次の通りとする。

１．本規約第１条１項に該当する謝礼対象者に対する謝礼贈呈は、本会の事業年度内の適切な時機に行うものとし、事業年度単位に行うものとする。

２．本規約第１条２項および３項に該当する対象者に対する謝礼贈呈は、当該行事終了後の適切な時機に行うものとする。

第５条（謝礼金の原資）

本規約第３条に要する謝礼金の原資は、当該事業年度の事業予算に組み込むものとする。

第６条（本規約の効力発生日）

本規約の 2022 年 8 月および 12 月に改正された事項は、2022 年 8 月および 11 月に開催された役員会において承認された。当該改正事項の効力発生日を 2023 年 4 月 2 日とする。

付　記

本規約の 2022 年 8 月に改正された規約の施行に伴い、改正前の規約との整合性を図るための移行措置として、本規約第１条１項に該当する謝礼対象者のうち、本規約第３条１項の一から四に該当する謝礼対象者については、改正前の規約に基づき、就任期間に応じて謝礼金を一括贈呈するものとし、贈呈時機は、 2023 事業年度内の適切な時機とする。

2017 年 11 月制定

2022 年 8 月改正

2022 年 12 月改正